

宅地造成及び特定盛土等規制法 (通称：盛土規制法) の手続き・基準等について

II 手続き 編

宮崎県 環境森林部・農政水産部・県土整備部共管
盛土対策課

留意事項

- この資料は「宅地造成及び特定盛土等規制法（通称：盛土規制法）」の内容についてまとめたものです。
- 概要のみを記載していますので、許可等の手続きを行う場合は、
「宅地造成及び特定盛土等規制法に基づく許可申請の手引き（事務手続き 編）」
「宅地造成及び特定盛土等規制法に基づく許可申請の手引き（技術的基準 編）」
「よくあるQ&A」
等を必ず参照ください。
- この資料では、**宮崎県盛土対策課が許可を行う際の考え方の一部を示したもの**です。
許可申請を行う際は、**工事等の箇所を所管する行政機関に確認をお願いします。**
(※宮崎市内の盛土等に関することは、宮崎市の担当部署へ直接ご連絡ください。)

用語の定義

| 用語 | 定義 |
|--------|--------------------------------------------------------------------------|
| 盛土等規制法 | 宅地造成及び特定盛土等規制法 |
| 省令 | 宅地造成及び特定盛土等規制法施行規則 |
| 細則 | 宮崎県宅地造成及び特定盛土等規制法施行細則 |
| 宅地造成 | 宅地以外の土地を宅地にするために行う盛土その他の土地の形質の変更のこと |
| 特定盛土等 | 宅地又は農地等において行う盛土その他の土地の形質の変更で、当該土地又は農地等に隣接し、又は近接する宅地において災害を発生させるおそれが大きいもの |
| 土石の堆積 | 宅地又は農地等において行う土石の堆積で政令第4条で定めるもの |

I 手続き 目次

1 盛土規制法の主な手続き

2 各手続きの概要

（1）申請前

（2）許可申請

（3）施工中

（4）完了

3 参考資料

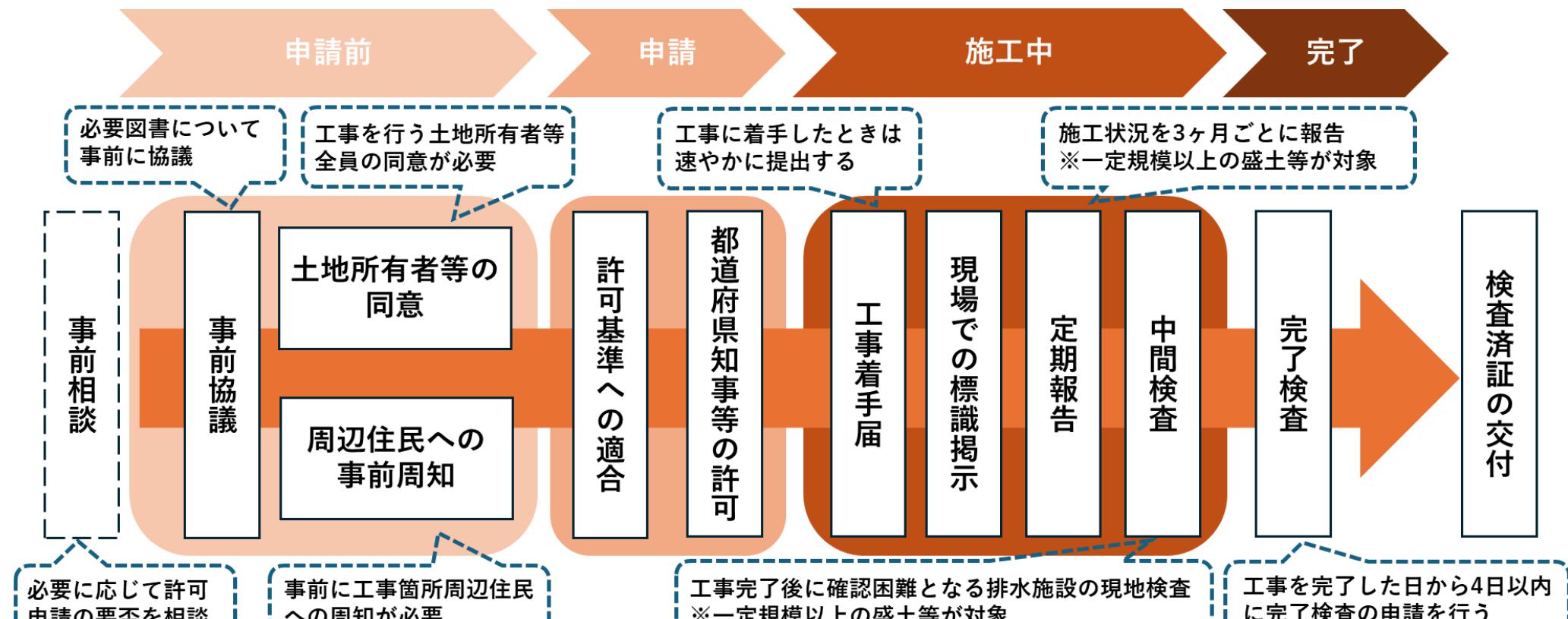
（1）許可申請の手引き

（2）よくあるQ&A

1 盛土規制法の主な手続き

許可が必要となった場合、手続きの主な流れは以下のとおりになります。まずは、許可申請に向けて「事前協議」をお願いします。

※事前協議で来庁される場合は、あらかじめ盛土対策課へご連絡をお願いします。



※本申請の受付から当該申請を許可するまでの標準期間

土地の形質変更：30日、土石の堆積：14日

2 各手続きの概要 (1) 申請前



事前相談

- 宅地を造成するための盛土・切土を行う予定がある等、計画されている内容が盛土規制法における許可が必要な工事であるかどうか等の事前相談を受け付けています。
- 事前相談を希望される方は、必要書類を添えて連絡の上ご持参されるか、メールにて提出をお願いします。

※事前相談申出書の詳細については、「I 概要・規制対象」に記載しています。



事前協議

- 工事の許可申請に先立って、許可申請に必要となる図書一式を準備して事前の協議を行います。

※必要図書が一式揃っていない場合、図面等の技術的な基準の確認のみでも協議は可能です。

※申請後に許可権者、許可担当部署及び手数料の額に関わる面積（盛土、切土又は土石の堆積をする土地の面積）に変更が生じると大幅な審査工程のやり直しが生じます。

土地所有者等の同意

- 所有権、地上権等を有する者の全員から同意を取得。
- 全員からの同意がない場合は、許可できません。

※土地を共有して所有している場合など、権利を有する者が複数人いる場合は、全員の同意が必要です。

周辺住民への事前周知

- 説明会の開催
- 書面の配布
- 工事の土地又はその周辺に掲示 + インターネット掲載



※上記のいずれかの方法を用いて工事内容を周知してください。

2 各手続きの概要

(2) 許可申請

申請前

申請

施工中

完了

許可申請書の提出

- 許可申請書の提出は正本・副本の計2部必要です。
- 許可申請には手数料が必要です。

※許可申請に必要な図書について詳しくは、「宅地造成及び特定盛土等規制法に基づく許可申請の手引き【事務手続き編】」をご確認ください。

| 面積の区分 | 許可申請 | |
|-------------------------------------------------|----------|----------|
| | 盛土・切土 | 土石の堆積 |
| 500m ² 以下 | 21,000円 | 16,000円 |
| 500m ² 超、1,000m ² 以内 | 32,000円 | 18,000円 |
| 1,000m ² 超、2,000m ² 以内 | 44,000円 | 21,000円 |
| 2,000m ² 超、3,000m ² 以内 | 62,000円 | 24,000円 |
| 3,000m ² 超、5,000m ² 以内 | 72,000円 | 34,000円 |
| 5,000m ² 超、10,000m ² 以内 | 96,000円 | 37,000円 |
| 10,000m ² 超、20,000m ² 以内 | 150,000円 | 44,000円 |
| 20,000m ² 超、40,000m ² 以内 | 228,000円 | 58,000円 |
| 40,000m ² 超、70,000m ² 以内 | 354,000円 | 78,000円 |
| 70,000m ² 超、100,000m ² 以内 | 498,000円 | 114,000円 |
| 100,000m ² 超 | 642,000円 | 138,000円 |

許可基準への適合

- 住民への周知

当該工事をする土地の周辺地域の住民に対し、工事の内容を周知させるための措置を講じる必要があります。

- 土地所有者等の同意

当該工事に係る範囲内の土地の所有権、地上権、質権、貸借権、使用貸借による権利又はその他の使用及び収益を目的とする権利を有する全ての者の同意を得ておく必要があります。

- 工事主の資力・信用

工事主が工事を行うために必要な資力及び信用があることを審査します。

- 工事施行者の能力

工事施行者が工事を施工し、完成させるために必要な能力を有していることを審査します。

- 宅地造成、特定盛土等に関する工事の技術的基準

災害防止のための安全基準に適合していることを審査します。

知事等の許可

- 審査の結果、許可基準に適合していることが確認された場合、許可証を交付します。
- 許可証には許可条件・付記事項が記載されていますので、必ずその内容を確認してください。
- 許可後、工事主の氏名・盛土等が行われる土地の所在地等を公表します。



現場への標識掲示

- 許可を受けたときは、工事現場の見やすい場所に、当該工事に係る許可を受けている旨の**標識を掲示**する必要があります。
 - ・**宅地造成、特定盛土等の場合**：省令様式第二十三
 - ・**土石の堆積の場合**：省令様式第二十四

| 記載事項 | |
|-------------------------------------|--|
| ①工事主の氏名又は名称および住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名 | |
| ②工事の許可年月日及び許可番号 | |
| ③工事施行者の氏名又は名称 | |
| ④現場管理者の氏名又は名称 | |
| ⑤工事の着手予定年月日及び工事の完了予定年月日 | |
| ⑥宅地造成等に関する工事を行う土地の区域の見取図 | |
| ⑦盛土又は切土の高さ／土石の堆積の最大堆積高さ | |
| ⑧盛土又は切土をする土地の面積／土石の堆積を行う土地の面積 | |
| ⑨盛土又は切土の土量／土石の堆積の最大堆積土量 | |
| ⑩工事に係る問合せを受けるための工事関係者の連絡先 | |
| ⑪許可を担当した都道府県の部局名称及び連絡先 | |



工事着手届け

- 工事に着手したときは、工事着手届をすみやかに宮崎県知事へ届け出る必要があります。

定期報告

- 一定規模以上の宅地造成・特定盛土等・土石の堆積に関する工事の場合、施行状況に応じて許可日から3ヶ月ごとに報告が必要です。
- 定期報告の提出書類は以下のとおりです。
 - 宅地造成、特定盛土等の場合**：細則様式第十五、工事を行っている写真、報告対象を明示した平面図
 - 土石の堆積の場合**：細則様式第十六、土石の堆積を行っている土地及び周辺の写真



中間検査

- 一定規模以上の宅地造成・特定盛土等に関する工事であって、盛土前・切土後の地盤面に暗渠排水管等の排水施設を設置する場合は、中間検査を受検する必要があります。
 - 暗渠排水管配置完了から4日以内に中間検査申請書を提出し、中間検査を受検する必要があります。
 - 中間検査申請書の受付には手数料が必要です。
 - 中間検査の結果、工事が盛土規制法の技術的基準に適合していることの確認が完了したときは、合格証を交付します。
- ※中間検査後の工程に係る工事は、中間検査合格証の交付を受けた後でなければできません。

| 面積の区分 | 中間検査申請 |
|-------------------------------------------------|---------|
| 500m ² 以下 | 10,000円 |
| 500m ² 超、1,000m ² 以内 | 11,000円 |
| 1,000m ² 超、2,000m ² 以内 | 12,000円 |
| 2,000m ² 超、3,000m ² 以内 | 13,000円 |
| 3,000m ² 超、5,000m ² 以内 | 15,000円 |
| 5,000m ² 超、10,000m ² 以内 | 16,000円 |
| 10,000m ² 超、20,000m ² 以内 | 17,000円 |
| 20,000m ² 超、40,000m ² 以内 | 18,000円 |
| 40,000m ² 超、70,000m ² 以内 | 20,000円 |
| 70,000m ² 超、100,000m ² 以内 | 26,000円 |
| 100,000m ² 超 | 27,000円 |

2 各手続きの概要 (3) 施工中

申請前

申請

施工中

完了

定期報告・中間検査の対象の工事の規模

| 区域 | 行為 | 中間検査 | | 定期報告 | |
|-------------|---------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------|
| | | 対象規模 | 対象工程 | 対象規模 | 報告事項 |
| 宅地造成等工事規制区域 | 土地の形質の変更 (盛土・切土) | ① 盛土で高さ 2 m超の崖を生ずるもの ② 切土で高さ 5 m超の崖を生ずるもの ③ 盛土と切土を同時にい、高さ 5 m超の崖を生ずるもの ④ 盛土で高さ 5 m超 ⑤ 30cmを超える盛土又は切土の面積が3,000m ² 超 | 盛土前又は切土後の地盤面に暗渠排水管を配置する場合 | 同左 | 報告時点における盛土、切土、擁壁、崖面崩壊防止施設、排水施設、地滑り抑止ぐい、グランドアンカー、その他の土留めの施行状況 |
| | 土石の一時的な堆積 | — | — | ① 最大時に堆積する高さが 5 m超かつ面積が1,500m ² 超 ② 最大時に堆積する面積が 3,000m ² 超 | 報告時点における土石の堆積の施行状況（空地、柵、雨水その他の地表水を有効に排除する措置及び擁壁等の状況。なお、前回報告時点からの新たな堆積及び除去された土石の土量を含む） |
| 特定盛土等規制区域 | 土地の形質の変更 (盛土・切土) | 許可対象全て | 盛土前又は切土後の地盤面に暗渠排水管を配置する場合 | 許可対象全て | 報告時点における盛土、切土、擁壁、崖面崩壊防止施設、排水施設、地滑り抑止ぐい、グランドアンカー、その他の土留めの施行状況 |
| | 土石の一時的な堆積 | — | — | 許可対象全て | 報告時点における土石の堆積の施行状況（空地、柵、雨水その他の地表水を有効に排除する措置及び擁壁等の状況。なお、前回報告時点からの新たな堆積及び除去された土石の土量を含む） |

Point

※盛土前・切土後の地盤面に暗渠排水管等の排水施設を設置しない場合は、中間検査は不要です。（定期報告は必要です。）

宅地造成・特定盛土等に関する工事

完了検査

- 宅地造成・特定盛土等に関する工事完了後、工事の完了から4日以内に完了検査申請書を提出し、完了検査を受検する必要があります。
- 許可の内容に適合しているか書類・現地検査を実施します。完了検査の例（一部）は以下のとおりです。
 - ・許可申請図書と現地が一致しているか（現地検測等）
 - ・盛土は規定の厚さで敷均しされ、ローラー等で十分に締め固められているか（写真確認等）
 - ・安定計算を行った盛土の現場での施工において、安定計算で用いられた設計土質定数を満たしていることを確認しているか（土質試験等結果の書類確認）
- 完了検査申請の提出書類は以下のとおりです。
 - ・宅地造成、特定盛土等の場合：細則様式第九



検査済証の交付（宅地造成・特定盛土等に関する工事）

- 書類及び現地での検査にて、工事が盛土規制法の技術的基準に適合していることの確認が完了したときは、検査済証を交付します。

土石の堆積に関する工事

土石の除却の確認申請

- 土石の堆積に関する工事の全ての土石の除却完了後、除却の完了から4日以内に確認申請書を提出し、土石の除却の確認を受ける必要があります。
(※土石の堆積に関しては、完了検査ではなく確認申請になります。)
- 土石の除却には、省令第32条に規定する構造物（構台等）、省令34条第1項に規定する鋼矢板等の除却も含みます。
- 確認申請の提出書類は以下のとおりです。
 - ・ **土石の堆積の場合**：細則様式第十一

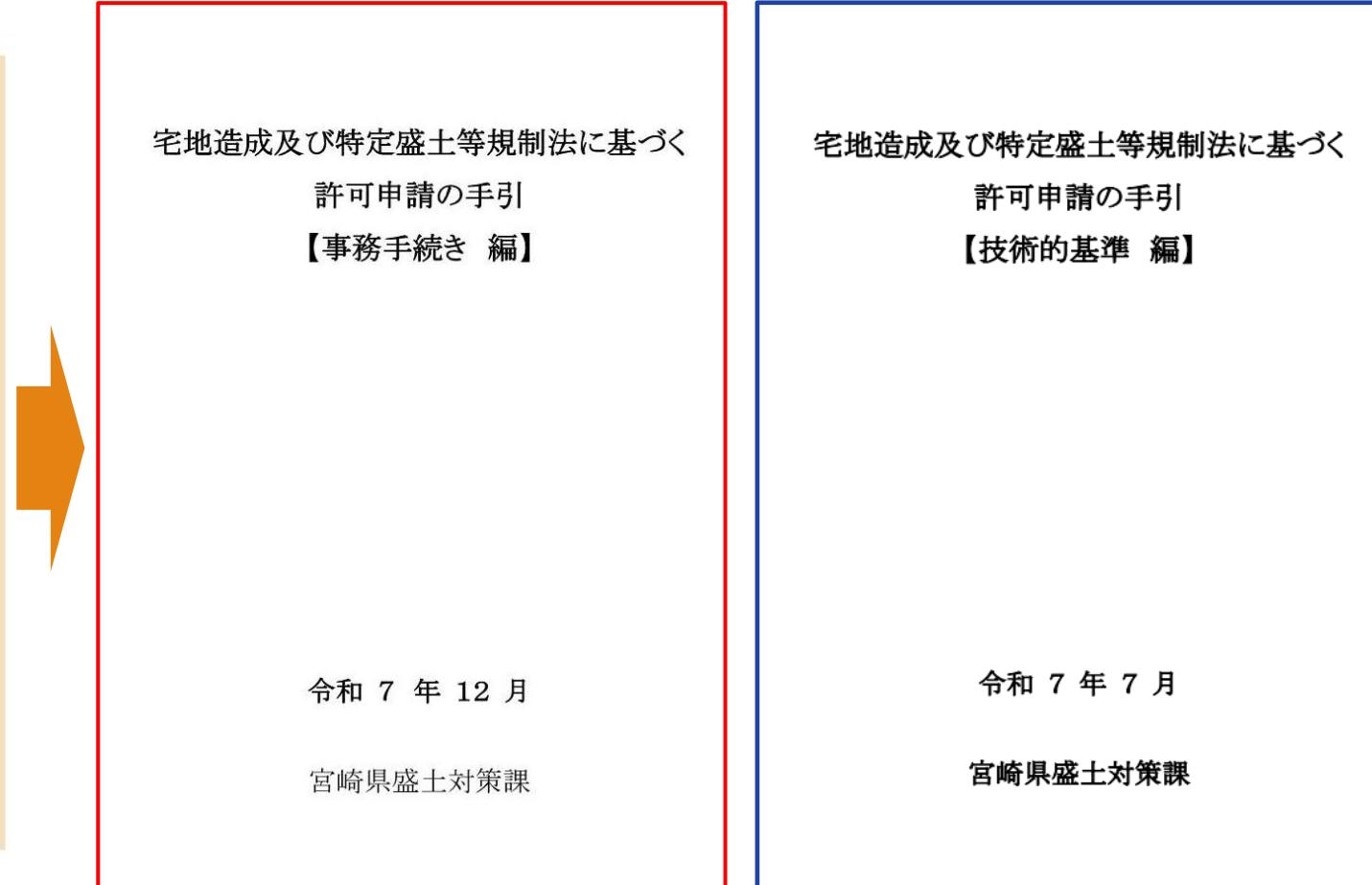


土石の除却の確認済証の交付

- 書類及び現地での確認にて堆積されていた全ての土石が除却されたと認めるときは、確認済証を交付します。

3 参考資料 (1) 許可申請の手引き

- 市販の「盛土等防災マニュアルの解説」を宮崎県版許可申請の手引きの【事務手続き編】と【技術的基準編】に分けて、分かりやすく解説しています。

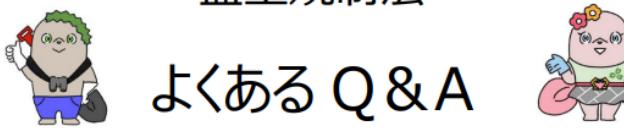


※許可申請の手引は、県庁ホームページよりダウンロードできます

3 参考資料 (2) よくあるQ&A

➤ 問合せの多い内容についての解説を「よくあるQ&A」として、県庁ホームページに掲載しています。

盛土規制法 よくある Q&A



令和7年10月
宮崎県 盛土対策課

盛土規制法 よくある Q&A

1. 盛土規制法について

Q1-1 規制区域とは何ですか。

A. 盛土等の崩落により人家等に被害を及ぼしうるエリアは、規制区域として指定されます。
宮崎県では、令和7年5月1日に県内ほぼ全域を「宅地造成等工事規制区域」または「特定盛土等規制区域」のいずれかに指定しました。
規制区域の指定後に、一定規模以上の盛土等を行う場合は、許可等の手続きが必要になります。

Q1-2 規制区域はどこで確認できますか。

A. 規制区域は、下記のリンク先の「宮崎県盛土等情報管理システム」のTOP画面左上の「盛土情報（閲覧用）【管内の盛土等情報の閲覧】」からご覧ください。
<http://www.miyanazi.morido-manage-sys.jp/>

Q1-3 盛土規制法の許可が必要な工事はどのようなものですか。

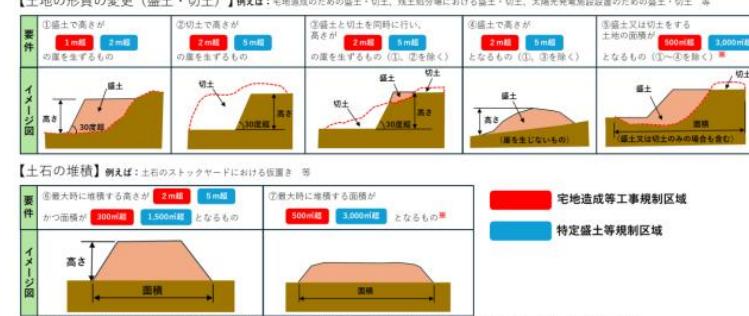
A. 規制区域内で一定規模以上の土地の形質の変更（盛土・切土）や土石の一時的な堆積といった工事が許可の対象となります。
なお、許可を要する工事の規模は以下のとおりです。

【土地の形質の変更（盛土・切土）】
①盛土で高さが1m超の土を生ずるもの
②切土で高さが2m超、3m以下の土を生ずるもの
③盛土と切土を同時にを行い、高さが2m超、3m以下の土を生ずるもの（①、②を併く）
④盛土で高さが2m超、3m以下の土を生ずるもの（①、②を併く）
⑤盛土又は切土をする土地の面積が500m²超、3,000m²となるもの（①-④を併く）

【土石の堆積】
⑥最大時に堆積する高さが2m超、3m以下の土石を生じるもの
かつ面積が300m²超、1,500m²となるもの
⑦最大時に堆積する面積が500m²超、3,000m²となるもの

※「崖」とは、地表面から水平面に對し30度を超える角度をなす土地で、硬岩壁（風化の著しいものを除く）以外のものをいいます。
※ 盛土、切土又は土石の堆積をする前後の地盤面の標高の差が30cmを超える部分が面積の対象規制条件となります。

※○m超の例：1m超とは、「1mより大きい」ということなので1mは含まれません。



※よくあるQ&Aは、県庁ホームページよりダウンロードできます